

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-3
処分の種類	特定施設の改善命令、一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	水質汚濁防止法第13条第1項			
処分の概要	排水基準に適合しない排水を排出するおそれのある事業場に対し、施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・水質汚濁防止法 第13条第1項 都道府県知事は、排水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。			
基準の制定根拠	—			